

令和6年度 第1回

「松本市認知症施策推進協議会議事録」

松本市認知症施策推進協議会事務局

令和6年度第1回松本市認知症施策推進協議会

次 第

日時 令和6年6月6日（木）

午後1時30分から

場所 松本市役所 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 報告事項

ア 令和5年度事業報告について (資料1、資料2)

イ 松本市認知症施策推進基本計画（仮称）策定について (資料3)

(2) 協議事項

ア 令和6年度世界アルツハイマーデー及び月間における新規取組み(案)について (資料4)

イ 令和6年度認知症に関する「普及啓発・本人発信支援」の取組み(案)について (資料5)

4 連絡事項

5 閉会

(1 開会)

事務局 午後1時30分、開会を宣言した。(委員13名のうち11名の出席があり、協議会設置要綱第6条第2項に基づき、会議は成立した。)

推薦団体の人事異動に伴い、新たに委員になられた委員2名に対し、構成団体の設置要綱第3条に基づき、委嘱状を机上にて交付したことを説明した。

(2 あいさつ)

会長 認知能力とは、判断力、理解力、記憶力、計算力、言語能力など人間が持つ知的な機能の総称であり、社会生活を送る上での重要な能力である。

超高齢化社会において、日常診療においても、新型コロナウイルスのワクチン接種、あるいは検体採取においても、認知症の高齢者が多数いることを確認できる。接種等の対応にも時間がかかり、家族の負担も大きくなっている。

このように認知症の患者を持つご家族の介護に関する労力は、身体的にも精神的にも多大なものとなっている。社会全体で認知症の方はどう対応していくべきかを考えていく時代になっている。

国の認知症施策推進大綱が出され、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら共生と予防を車の両輪として認知症施策を推進していくこととされている。

この春レカネマブというアルツハイマー病の治療薬が承認された。現在松本市内では4つの施設でのみ投薬が可能という状況。診断で適正適切かどうかを判断して、投薬することになっている。松本市医師会でも3月にこのことを取り上げて生涯教育講座で勉強をした。会員通知等で治療を考える患者、家族にはその4施設を紹介するよう指導をした。

(3 会議事項)

事務局 協議会設置要綱第6条第1項に基づき会長が議長となった。

議長 議長は報告事項の説明を求めた。

事務局 資料1、資料2に基づき令和5年度事業報告について説明した。

事務局 資料3に基づき松本市認知症施策推進基本計画(仮称)策定について説明した。

(意見・質問)

議長 議長は報告事項について、委員から意見・質問を求めた。

議長 意見がないことを確認し、議事を進めた。

(協議事項)

議長 議長は協議事項の説明を求めた。

事務局 資料4に基づき、令和6年度世界アルツハイマーデー及び月間における新規取組み(案)について説明した。

(意見・質問)

議長 議長は協議事項について、委員から意見・質問を求めた。

委員 長野県作業療法士会では、まつもとミーティングと繋がりがあり、「本人・家族サミット2024(仮称)」の企画に携わり、後援することとなる。

現時点の計画では、高校生に認知症というものを自分たちの言葉で市民に向かって発信してもらうことを予定している。

県内の高校生10人くらいに、認知症の理解をすすめる機会を持ち、実際に当事者と話す場を設ける。また、まつもとミーティングに参加してもらい、そういった経験を経た高校生たちに、発信してもらう予定になっている。

委員 能登半島地震の際、県社協と協力して入浴の支援を行った。そこで、認知症の対応についての話を聞いた。認知症の方とその家族が、住み慣れた家では生活できていたが、避難所ではケアが行き届かず、症状が進行してしまうので、避難できないケースが多くあった。そのような方を、どのように支援していけばよいか考えなければならない。

今年介護福祉士会の事業計画の中でも地域に出ていくことと、認知症の方たちの発信ということを計画に挙げている。今回の企画に関しても一緒に協力できることはたくさんあると思う。

議長 委員の発言に対して、事務局の発言を求めた。

事務局 認知症の主な取り組みとしては共生と予防となるが、災害時や感染拡大時を念頭に置いて考えることは、認知症だけではなく介護と医療の連携のテーマになる。

議長 松本市ハタチの記念式典に、認知症の取り組みを周知していく動きがあるが、若い人たちを取り組みの中に入れていくことはとても良いと思う。

議長 他に意見がないことを確認し、議事を進めた。

議長 議長は協議事項の説明を求めた。

事務局 資料５に基づき、令和６年度認知症に関する「普及啓発・本人発信支援」の取組み(案)について説明した。

(意見・質問)

議長 議長は協議事項について、委員から意見・質問を求めた。

委員 歯科医師会事務局・会員診療所に問い合わせがあった場合に、地域包括支援センターの紹介や病院の認知症疾患医療センター等の紹介を行っている。認知症思いやりパスブックを、会員の診療所に配布して、活用を呼びかけている。具体的には待合室に置いたり、患者説明用に使ったりしている。

歯科医師認知症対応力向上研修会を長野県の歯科医師会の主催で、年２回行っている。

委員 各薬局に、認知症思いやりパスブックを置き、必要な方に配布をして周知をしている。薬局を訪れる家族の方が、この頃何となくおかしいという不安を抱えている方も多い。そういう方を地域包括センターに紹介している。

２０１８年に認知症サポーター養成講座を開催した。開催から年月が経過しているので、来年度はサポーター養成講座、または、必要があればその一歩進んだ講座の開催を考えている。

薬剤師認知症対応力向上研修会を年に１度開催している。研修修了者は、県のホームページの方に氏名も公表されている。キャッチフレーズを活用し、認知症対応できる薬剤師がいることを知らせ、薬局を訪れる、患者、家族が相談してみようという気持ちになるとよい。

委員 訪問リハビリやデイサービス、デイケアの利用者や家族の相談等で、地域包括支援センターに紹介したり、もの忘れ外来等の受診をすすめたりしている。

委員 認知症の研修を年に数回行っている。作業療法士向けに、認知症に対するリハビリテーション、アプローチのスキルを上げるための研修を行い、一般向けの公開講座では、年に１回ほど認知症も含め、一般の方々に向けての情報提供を行っている。

認知症の方が家族と離れて過ごすことに不安を感じるのか、デイサービスなどに行きたくないと言われ、家族はとても苦慮されているお話をよく聞く。

そんな中で、まつもとミーティングには、みんな来たいと言って来てくれる。特にプログラムはなく、自由に自分のことを話し、やりたい活動を相談して、実施する。こういう場所があって嬉しいとか、ご家族もここには嫌がらずに来てくれいるという話を聞くので、とてもいい貴重な機会になっている。

委員

認知症サポーター養成講座の開催については、依頼があれば、小中学校で開催している。事業所や病院のスタッフ向けにもできるような体制になっている。

高齢者の方の買い物支援で移動販売を使っている方が多いので、移動販売の方たちに向けて認知症サポーター養成講座を実施したら、そこからコミュニティができてくるのではないかと思う。

委員

若い世代への周知として、認知症サポーター養成講座を参観日の一環のような形で親子で参加できるようにすると自然に学んで考えるきっかけになるのではないか。一緒に住んでいなくても、親の認知症に気が付くことができ、相談先も伝えられる。

委員

社協としては、ボランティアという枠組みの中での取り組みが中心になってくるが、認知症の方だけではなく、高齢者を支援する人材育成講座を開催し、訴えの傾聴や生活支援につながる人材育成を行っている。

また、権利擁護の推進の取り組みを行っている。成年後見の中核機関として、成年後見支援センターかけはしがあり、他にも、成年後見制度の利用までは必要ないけれど、判断力が低下されている方の福祉サービスとして、日常生活自立支援事業を行っている。

委員

警察では、2日に1回は、認知症の方の取り扱いがあり、認知症の方や家族に対して、地域包括支援センターの紹介等をしている。

道迷いの高齢者の確保や、高齢者の行方不明、認知症の高齢者から暴力を受けている相談が多い。道迷いや行方不明には、思いやりあんしんカルテや、防災無線を活用している。

認知症の方が犯罪を起こしたら警察はどうするか質問されたことがあったが、ケースバイケースではあるが、警察の基準とすると人の生命身体に関わるものであれば強制捜査をする。高齢者による死亡事故は、認知症であろうがなかろうが、まずは身柄拘束をすることになる。

恐らく認知症の方が交通事故を起こすことが一番身近であると思われるが、65歳以上の方が例えば物損事故を起こしたときは、認知症の簡易検査

をして検査結果によっては、自主返納を促すということをやっている。行政には、運転免許を返納してからの生活を支援する取り組みをしていただければありがたい。

委員 世界アルツハイマーデーに合わせて、講演会を開催予定。

委員 認知症疾患医療センターでは、院内の外来の患者さんと入院患者さん向けに、オレンジカフェを不定期開催している。

議長 他に意見がないことを確認し、議事を進めた。

議長 保健所長にまとめとして、意見を求めた。

保健所長 この協議会は、認知症施策の推進をはかる場ということになる。お互いの活動の連携が取れているところと、日ごろは連携の取れていないところもあるが、それぞれがどんな仕事をしているのか知る機会となる。普及啓発・本人発信支援は、行政側だけですすめていけるものではない。第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に入っているが、社会状況を変えていくためには、相互の支援、連絡が必要になる。

議長 協議事項について協議会として了承し、議事を終了した。

（４ 連絡事項等）

事務局 令和6年度の第2回目の本協議会の日程は、改めて連絡する。第2回目では、松本市の認知症政策推進基本計画について扱う。

（５ 閉会）

事務局 閉会を宣言し、午後2時50分散会した。